

優先評価化学物質「 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル）」に係る法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質の指定等について（答申案）

令和5年10月23日

標記について、下記の通りの措置を講じることが適当である。

記

優先評価化学物質「 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル）」については、以下の理由により、表1に掲げる化学物質を法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質に指定することが適当である。併せて、表2に掲げる製品を同法第36条第1項に規定する製品に指定することが適当である。

なお、同法第35条第1項に規定する第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品の指定については、当該製品を定めない。

（理由）

表1に示す化学物質は、当該化学物質が環境中で生分解して生成する化学物質が相当広範な地域の環境において相当程度残留しており、生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められ、化審法第2条第3項第2号に規定する第二種特定化学物質の要件に適合するものと認められるため。

表1. 第二種特定化学物質に新たに指定する物質

優先評価化学物質名称	【優先評価化学物質通し番号86】 「 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル）」
第二種特定化学物質指定後の物質名称（予定）	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）（別名NPE）
CAS登録番号（参考※）	26571-11-9、27177-08-8、20427-84-3、104-35-8 等
化審法官報公示整理番号（参考※）	3-589、7-172

※CAS登録番号、化審法官報公示整理番号は参考であり、名称に含まれる化学物質が対象となる。

表 2. 表 1 に掲げる化学物質を使用している場合、
技術上の指針及び表示義務の対象となる製品

製品※	水系洗浄剤（水で希釈して使用する洗浄剤）
-----	----------------------

※製品についての表現の仕方については、今後、変更があり得る。